

浜田市中小企業チャレンジ支援事業実施要領

平成 23 年 4 月 1 日

浜田市産業経済部産業政策課

第 1. 趣旨

浜田市中小企業チャレンジ支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 条に定める団体等（以下「補助事業者」という。）が、補助事業によって企業の積極的な事業活動に取り組む場合、市はその事業を支援するものとし、支援にあたっては要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

第 2. 基本コンセプト

- (1) 現に経済活動を行い、又は行おうとしているものを対象とする。
- (2) 補助事業者自ら積極的な事業活動を行うことにより、競争力を強め、産業振興及び雇用維持、拡大に資するものであること。
- (3) 新規性のある事業であること。
既存技術、製品の模倣にすぎないもの、新規性に乏しいものは補助対象外とする。
- (4) 国及び県等、他の同様の補助金の交付をうけていない事業であること。

第 3. 補助事業者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者（*1）

*1 中小企業基本法の定義による。

区 分	資本金の額	従業員数
製造業・運輸業・建設業等	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
小 売 業	5 千万円以下	50 人以下

- (2) 市内に住所を有する個人であって、市内における起業の計画を有する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市内に主たる事務所又は事業所を有し、継続的な雇用が見込める活動を行う団体として市長が別に定めるものとは、現に経済活動を行い、又は行おうとする団体、及び継続的に雇用が見込める団体とするものとし（NPO 法人、社会福祉法人、農事組合法人 等）、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体は除くものとする。
- (4) 構成員の 3 分の 2 以上が前 3 号に規定する者から成る団体

第 4. 事業区分

(1) 新商品開発事業

新商品、既存商品の改良に要する必要な経費

- ・補助対象は、補助対象経費の総額が 30 万円以上とし、実際に商品等に開発されたものとする。
- ・申請事業の中身については、商品自体の開発等である場合を対象とする。
- ・既存商品の模倣にすぎないものは補助対象外とする。
- ・機械装置等については借入を原則とするが、借入が困難な場合は購入も認める。
但し、原則として事業目的以外で使用できる機械装置等の購入は補助対象外とする。
- ・旅費について、バス、鉄道、飛行機等公共交通機関利用の場合、領収証等（支払い明細等が確認できないものは不可）で確認できるものを対象（グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外）とし、出張記録（旅行日、行き先、宿泊の有無、出張者名、用務、出張結果）を作成し提出するものとする。
- ・旅費について、タクシー料金及び営業車で移動についての燃費並びにレンタカー借上げ料は補助対象外とする。
- ・補助対象経費、補助率および交付限度額は下表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率)

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
新商品開発事業	専門家謝金、旅費、研究開発費(原材料費、機械等リース費、技術指導受入費、外注加工費)、委託費(試験委託費、調査研究委託費)、備品購入費、その他市長が必要と認める経費（事業目的以外の機械装置等の購入は除く）。	1/2以内 30万円

(2) 特許権等取得事業

事業化を目的とした産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得のための申請に係る経費

- ・補助対象経費、補助率および交付限度額は下表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率)

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
特許権等取得事業	出願費用、弁理士費用、先行技術調査費、その他市長が必要と認める経費	1/2以内 5万円

(3) 販路開拓事業

商談会、展示会への出展及び開催、に要する必要な経費

- ・新たな販路開拓を目的とした市外で開催され不特定多数のバイヤー、一般消費者を対象とした商談会及び展示会の出展及び開催に要する経費を補助対象とする。
- ・印刷製本費は、商談会、展示会で使用するパンフレット及びチラシ作成についてのみ補助対象とする。
- ・販路開拓の全部または大半を他に委託するものは補助対象外とする。
- ・旅費については、(1)の取扱いと同様とする。
- ・補助対象経費、補助率および交付限度額は下表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率)

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
販路開拓事業	専門家謝金、旅費、産業市等への出展費用(出展料、物品リース料等)、印刷製本費、その他市長が必要と認める経費	1/2以内 20万円

(4) デザイン開発事業

企業、商品のイメージアップに資するデザインの開発または改善に要する経費

- ・企業、商品のイメージアップに繋がり、商品等に付加価値効果のある企業ロゴデザイン、キャラクターデザインまたはパッケージデザイン等の開発または改良に要する必要な経費
- ・パンフレット、カタログ等の企業、商品のイメージアップに資するデザインの開発、改良に要する経費は補助対象とするが、単なる既製商品パッケージ等の増刷等は補助対象外とする。
- ・旅費については、(1)の取扱いと同様とする。
- ・補助対象経費、補助率および交付限度額は下表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率)

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
デザイン開発事業	専門家謝金、旅費、デザイン委託・購入費、試作費、その他市長が必要と認める経費	1/2以内 15万円

(5) 中小企業組織化促進事業

組織を法人化して事業の共同化・協業化を図り、競争力の強化・信用力の向上を図るために必要な経費

- ・業務を協業化し、強化を図るため、企業等数社による新会社設立のために必要な経費について補助対象とする。但し、人員削減による、合理化等のための組織化は、補助対象外とする。
- ・旅費については、(1)の取扱いと同様とする。

・補助対象経費、補助率および交付限度額は下表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率)

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助金の交付限度額
中小企業組織化促進事業	専門家謝金、旅費、登記費用、その他市長が必要と認める経費	1/2以内 30万円

第5. 手続き

(1) 補助期間

補助期間は毎年4月1日から3月31日とする。

(2) 交付申請は、市長が別に定める期日までに申請するものとする。

(3) 同一事業の申請回数

補助金交付は、1年度1補助対象事業当たり1回限りとする。

(4) 複数の事業区分にまたがる申請

事業計画の内容が複数の事業区分にまたがる場合は、2事業区分までの申請は、可能とする。この場合は、事業区分に応じて補助率及び限度額を適用とする。

【例：「A製品の開発及び販路開拓事業」を申請する場合】

①開発にかかる対象経費が50万円のとき

50万円×1/2=25万円 申請額25万円

②販路開拓にかかる対象経費80万円のとき

80万円×1/2=40万円 申請額20万円（販路開拓の限度額による）

申請総額：①25万円+②20万円=45万円

第6. 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。